

令和5年（ネ受）第5号 安保法制違憲・国家賠償請求上告提起事件（原審・福岡高等裁判所宮崎支部令和3年（ネ）第101号）

申立人 飯尾 博 海保 寛 ほか

相手方 国

上告受理申立理由書

2023（令和5年）5月16日

最高裁判所 御中

申立人ら代理人

弁護士 後藤好成

弁護士 松田幸子

弁護士 久保山博充

弁護士 山田秀一

ほか

[目次]（略語等は、従前の例による。）

はじめに	2
第1 国賠法1条1項の「違法」についての重要な解釈の誤り	3
1 原判決の判断.....	3
2 国賠法1条1項の「違法」性判断の在り方	3
3 原判決の示す判断の誤り	4
第2 国賠法1条1項の「損害」についての重要な解釈の誤り	5
1 はじめに	5

2 平和的生存権の具体的権利性を否定した誤り	5
3 人格権の侵害を否定した誤り	9
4 憲法改正・決定権の具体的権利性を否定した誤り	13
おわりに	13

はじめに

本件は、内閣と国会による新安保法制法の立法に係る行為を違憲違法であるとして、申立人らがこうむった精神的苦痛を損害として国家賠償法1条1項に基づき一人当たり10万円の慰謝料を請求するいわゆる違憲国賠訴訟である（棟居快行『憲法の原理と解釈』（信山社2020年1月30日第1版第1刷発行）354頁以下の分類では「立法行為型」に属する。）。

原判決は、第1審判決と同様、本件各行為によって申立人らの国賠法上保護される権利ないし法的利益の侵害があったとは認められないので、本件各行為の憲法適合性の判断に入るまでもなく、国賠法上違法であるとはいえないとして、本件請求はいずれも理由がないと判断した。

しかしながら、原審の判断には、法令の解釈に関する重要な事項について誤りがあるので、破棄されなければならない。

なお、相手方は、原審においても、「国賠法1条1項の違法は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背した場合に認められるところ（職務行為基準説）、かかる違法判断の前提として、当該公務員の行為が控訴人らの具体的な権利ないし法的利益を侵害していることを要し、国賠法に基づく請求が認められるためには、少なくとも、控訴人らの具体的な権利ないし法的利益が存在し、かつ、これらが公権力の行使に当たる公務員の職務に関する行為により侵害されたことが必要である。したがって、そもそも控訴人らに、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益が存在しない場合には、公権力の行使に当たる公務員の職務行為が国賠法上違法となる余地はなく、

その場合には、当該公務員の職務行為の違法性の判断（個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反したか否かの判断）に入るまでもなく、当該請求は理由がない。」と主張した（原審における答弁書5頁）。

第1 国賠法1条1項の「違法」についての重要な解釈の誤り

1 原判決の判断

原判決は、申立人らが国賠法1条1項の「損害」を基礎づける権利ないし法的利益として主張する平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権が侵害されたとは認めることができず、本件各行為が国賠法1条1項の適用上違法と認めることもできないことから、その余の点について判断するまでもなく、申立人らの請求はいずれも理由がなく、これを棄却した第1審判決は相当であるとして、申立人らの各控訴をいずれも棄却した。

原判決が相手方主張の職務行為基準説によって判断したものかどうかは必ずしも明らかでないが、本件各行為の態様や憲法適合性についての判断を全く行っていないことからすると、いわゆる相関関係説によって判断していないことは間違いないと推察される。

2 国賠法1条1項の「違法」性判断の在り方

ところで、民法709条は不法行為の成立要件の一つとして権利又は法律上保護される利益の侵害といているが、それは広く違法な行為と解すべきであり、その違法性の認定にあたっては、結局、加害行為の態様と被侵害利益の種類とを相関的に考察し、法律の理想に照らして違法性の有無を決するほかはない（相関関係説）とするのが民法学における一般的な考え方である（我妻榮・有泉亨・川井健・野村豊弘・沖野眞巳『民法Ⅱ 債権法』（勁草書房2022年11月20日第4版第1刷発行）577～578頁参照）。

また、国賠法1条1項については、その趣旨は違法な権力的国家活動によって国民の側に生じた損害の填補にあるが、同時に公権力の行使の違法性を判断して法治

主義の要請に応ずることも含まれていると解されており、しかも、同条項の公権力行使の範囲拡大の判例が定着してくると、拡大された部分については民事不法行為法に類似する関係と同様の判断過程に服させるのが適切で、相関関係説によって対処するのが相当な分野があることは認められようとするのが行政法学における一般的な考え方である（塩野宏『行政法Ⅱ 行政救済法』（有斐閣2019年4月30日第6版第1刷発行）345頁参照 添付資料1）。

3 原判決の示す判断の誤り

本件各行為は、上告理由書の第2（新安保法制法の明白な違憲性）で論及したとおり、明白に違憲である新安保法制法の立法に係る内閣と国会等の各行為であり、閣議決定をもって憲法9条の解釈を「法学的意味におけるクーデタ」と評されるような強引さで変更（解釈改憲）したうえ、戦争法制というべき新安保法制法を国会の両議院でいずれも強行採決により成立させたものである。そして、これを施行して現在に至っている。

こうした状況に対して、申立人らは、本件各行為により憲法9条の平和保障機能が破壊されたことに大きな精神的衝撃を受けた上、日本が戦争等に巻き込まれる危険と機会が拡大し、その生命・身体・精神への被害を受ける可能性ないし蓋然性が増大し、戦争の不安や恐怖にさらされることなく平穏な日常生活を送ることを妨げられるとともに、憲法の条項と内容を主権者である国民の一人として自ら決定する機会を奪われ、各人各様の精神的苦痛をこうむっているのである。

そうすると、本件においては、加害行為の態様と申立人らの精神的苦痛の内容とは強く結びついていることから、本件各行為の違法性を判断するには相関関係説を基本とするのが相当である。

ところが、原判決は、法解釈上の理由を明らかにすることなく、本件各行為によって申立人らの国賠法上保護される具体的権利ないし法的利益の侵害があったとは認められないから、国賠法1条1項の「違法」を認める余地がないとして、本件各行為の違憲性を含む違法判断を行わなかったものであり、国賠法1条1項の「違法」

の解釈に関する重要な事項について誤りがあった場合に該当するといわなければならない。

第2 国賠法1条1項の「損害」についての重要な解釈の誤り

1 はじめに

申立人らは、本件各行為によってそれぞれ相当な精神的苦痛をこうむったと主張し、国賠法1条1項の「損害」を基礎づける権利ないし法的利益として、第1に平和的生存権、第2に人格権、第3に憲法改正・決定権を主張したものである。

国賠法1条1項は、民法の不法行為法の特則と理解され、その保護を受けるためには、民法709条にいう「権利又は法律上保護される利益」がなければならないと解されている。申立人らが主張した平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権には、それぞれの法的利益も含むとする趣旨であった。そして、本件のような立法国賠請求における被侵害利益については、国家賠償制度の目的機能が国家行為の適法性確保にもあることに鑑み、伝統的な特定の個人の個別的な法的利益のみではなく、一般市民ないし一般大衆の公益的利益もまた保護救済の対象とすべきである（青井未帆「憲法9条と「法的保護に値する利益」に関する一考察」（日本評論社 法律時報2023年95巻2号88頁以下 添付資料2）。ところが、原判決は、これらの被侵害利益性あるいはその侵害の事実ないし要保護性をことごとく否定し、「損害」を認めなかったものであるが、その判断には法令の解釈に関する重要な事項について誤りがあるといわなければならない。

2 平和的生存権の具体的権利性を否定した誤り

(1) 原判決は、憲法前文2段には「日本国民は恒久の平和を念願し、」「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と謳われているが、憲法前文は、憲法の理想と目的を表明するものであるから、そこに表明されたものが本文の各条項を解釈する指針となり得ることがあるとしても、それ自体が直ちに具体的権利の賦与やその保障を定

めたものと解することはできないし、「平和」とは理念ないし目的として抽象的概念であって一義的には定まらないものであるから、憲法前文2段を根拠として各国民に平和的生存権という具体的権利が保障されているとは解されないとし、また、憲法9条は国の統治機構ないし統治活動についての規範を定めたものであって、国民の権利を直接保障したものではなく、「平和」の概念自体が抽象的で一義的で定まるものではなく、平和的生存権の具体的内容が不明瞭であることから、憲法13条その他の人権規定を根拠としても、平和的生存権という具体的権利利益が保障されていると解することはできないと判示する（原判決12～13頁）。

しかし、「平和」という言葉は、国際連合憲章をはじめとする国際法にも日本国憲法をはじめとする国内法にも特に定義することなく、自明のものとして使用されている。「平和」が抽象的概念であって一義的には定まらないとするのは、社会通念ないし経験則に明らかに反するといわなければならない。なお、社会通念は一般社会において通用している良識、経験則は事実判断の前提となる一般的な知識と理解されており、裁判官もこれを尊重し、無視ないし違反することは許されないはずである。

例えば、国際連合憲章の第7章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」の39条〔安全保障理事会の一般的権能〕には「安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第41条及び第42条に従っていかなる措置をとるかを決定する。」とあり（なお、第41条には〔非軍事的措置〕、第42条には〔軍事的措置〕を規定）、また、自衛隊法3条1項には「自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし」とあり、いずれにも平和の定義は定められていない。説明が必要ないほど明らかであるからに他ならない。

したがって、「平和」とは、戦争やそれに類する軍事的な紛争状態になく、また、その不安や恐怖にさらされることもなく、平穏な状態を意味することは明ら

かというべきである。

- (2) 憲法前文2段には、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と規定され、「平和のうちに生存する権利」は、明確に「権利」として確認されている。この「平和のうちに生存する権利」を平和的生存権と表現したものである。

平和的生存権は、この憲法前文、平和を制度的に担保する憲法9条、人権規定である憲法13条等を総合することによって、憲法上の「新しい人権」として人格権から独立したものと認めるのが相当である。1947年5月3日に憲法が施行されて既に76年が経過し、平和的生存権は憲法上の人権として定着していることは明らかというべきである。

ちなみに、2016年12月19日の国連総会で、「平和への権利宣言」が採択され、何人も「平和を享受する権利を有する」ことが宣言された（添付資料3）。平和的生存権を人権として確立することが世界的な動きであり、日本の裁判官の人権感覚が試されているといわなければならない。

- (3) なお、平和的生存権が国賠法上の被侵害利益となりうる権利利益であるかについては最高裁判所および大審院の判決は存在しない。高等裁判所確定判決としては自衛隊イラク派遣差止等請求事件の名古屋高等裁判所平成20年4月17日判決（判例時報2056号74頁）がある。

同判決は、自衛隊のイラク派遣の違憲性について、多国籍軍のイラク攻撃とイラク占領等の実情や多国籍軍の軍事行動の状況と航空自衛隊の空輸活動の実情等を認定し、「現在イラクにおいて行われている航空自衛隊の空輸活動は、政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても、武力行使を禁止したイラク特措法2条2項、活動領域を非戦闘地域に限定した同条3項に違反し、かつ、憲法9条1項に違反する活動を含んでいることが認められる」と断じ、続いて、差止請求等の根拠とされた平和的生存権について、「このような平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめ

る基底的権利であるということができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない。法規範性を有するというべき憲法前文が上記のとおり『平和のうちに生存する権利』を明言している上に、憲法9条が国の行為の側から客観的制度として戦争放棄や戦力不保持を規定し、さらに、人格権を規定する憲法13条をはじめ、憲法第3章が個別的な基本的人権を規定していることからすれば、平和的生存権は、憲法上の法的な権利として認められるべきである。そして、この平和的生存権は、局面に応じて自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利ということができ、裁判所に対して保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得るという意味における具体的権利性が肯定される場合があるということができ、例えば、憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危険にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、平和的生存権の主として自由権的な態様の表れとして、裁判所に対し当該違法行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済をもとめることができる場合があると解することができる、その限りでは平和的生存権に具体的権利性がある。なお、『平和』が抽象的概念であることや、平和の到達点及び達成する手段・方法も多岐多様であること等を根拠に、平和的生存権の権利性や、具体的権利の可能性を否定する見解があるが、憲法上の概念はおおよそ抽象的なものであって、解釈によってそれが充填されていくものであること、例えば『自由』や『平等』ですら、その達成手段や方法は多岐多様というべきであることからすれば、ひとり平和的生存権のみ、平和概念の抽象性等のためにその法的権利性や具体的権利性の可能性が否定さなければならない理由はないというべきである。」と判示し平和的生存権の法的・具体的権利性を認めた。従って、原判決は、民事訴訟法318条1項に言う確定した判例に違反するものである。

3 人格権の侵害を否定した誤り

- (1) 申立人らは、人格権の内容として、①生命権・身体権及び精神に関する権利としての人格権、②平穏生活権、③主権者として蔑ろにされない権利を、主張した。そして、①については、個人の生命・身体・精神に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権ということができるとし、②については、自分の人生を自律的に設計して送ること（自律的自己決定権）が平穏な生活の核心にあり、精神的な平穏と物理的な平穏の両面から考えられるべきであるとした。また、生命、身体、自由については、それが実際に侵害された場合だけではなく、侵害されるおそれが現実的に生じた場合にも保護されなければならないと主張した。それは人にとって、生命、身体、自由はかけがえのない価値であり、侵害のおそれからも解放される必要があるからである。
- (2) 原判決は、人格権の侵害に関する申立人らの主張のうち①生命・身体・精神に関する権利利益、②平穏な生活を送る権利利益について、その侵害の有無につき、生命身体（意識的にか「精神」は明示されていない）の安全等に対する具体的な危険が客観的に発生したか否かという基準により判断し、「本件各行為は閣議決定等及び立法行為であり、それ自体が控訴人らの生命・身体の安全に危険をもたらす行為とはいえない」としたうえ、「本件各法律の施行から6年以上が経過した当審における口頭弁論終結時において」、「自衛隊が他国との戦争等に巻き込まれるなどし、国民が武力攻撃やテロリズムの対象となったとは認められないし、その具体的な危険が生じたとも認められない」と判示しこれを否定した（原判決13～14頁）。

しかし、戦争や武力行使に巻き込まれる蓋然性が問題となる本件事案で「現実的な危険」「危険の切迫化・具体化」を求めるならば、戦争あるいは武力衝突に巻き込まれ、自衛隊員や国民が現実的に銃弾に晒され、あるいは邦人がテロリズムに巻き込まれでもしない限り、人格権の侵害が生じないということになってしまう。それはいかにも不当である。申立人らは、内閣と国会の本件各行為によって、平和条項である憲法9条が毀損され、日本が平和主義国家から戦争をする国家に

変質したことに精神的衝撃を受けるとともに、戦争やテロ攻撃に巻き込まれる不安ないし恐怖を感じ、著しい精神的苦痛をこうむったと主張したのであり、本件各行為によって申立人らの生命・身体の安全に危険がもたらされたり、戦争やテロ攻撃に巻き込まれる現実的な危険が切迫ないし具体化したと主張したものではない。

原判決が論点をずらし、申立人らの主張を曲げて解釈した上で排斥したことは弁論主義の精神に反するものであり、人格権侵害を認定するにあたり、現実的危険が切迫ないし具体化することが必要であるとする原判決は、憲法13条が保障する人格権の理解を誤ったものと言わなければならない。

- (3) 平穏生活権の侵害の有無について、原判決は、それが「内心の平穏」を含むものとして「人が社会生活において他者から内心の平穏を害される精神的苦痛を受けた場合、社会通念上、受忍すべき限度を超えるものについては、人格的利益として法的な保護の対象（客体）となる場合はあることは否定できない」としつつ、本件においては「代表民主制の下では、各人の思想・信条と異なる立法がなされることは想定されうる事態であって、控訴人らの主張する不安、苦痛等は、本件各法律の制定によりこれと思想・信条を異にする者に生じうる一般的・抽象的なものにとどまると言うべきであり、社会通念上受忍すべき」と判示した（14頁）。これは、理由齟齬であるうえ、人権を制限することができるのは公共の福祉に限られるという原則を無視し（新安保法制法の一見明白な違憲性に鑑みこれを公共の福祉と捉えることは不可能である）、多数決原理をもって人格権侵害による精神的苦痛の受忍を強いることは、憲法13条の解釈に誤りがあるといわざるを得ない。

申立人らはいずれも、彼らの戦争体験や職業上の地位、経験などの個人の人格の形成過程と深く結びついた、憲法9条の平和主義を根底とする現行憲法に基づく立憲主義の法秩序が、申立人らそれぞれの人格の中核を構成していることを主張立証してきたものである。それらは単なる信条ないし信念を超えた、個々人の人格形成過程の基礎であり、人間らしく生きる上での不可欠な基底に関わる問題

である。平和は、個人の尊厳と基本的人権の基礎となるべき基底的权利・利益である。その破壊による精神的苦痛は、申立人らそれぞれの人生・生きる支えを根本から否定し覆し、過去に経験した凄惨な日々を思い起こさせ将来の希望を打ち砕くものであった。原判決も申立人らの不安を理解できないではないとしつつ

(原判決13頁)、それが国賠法上の保護法益となりうることを認めながら、何ら事実の指摘も論理的脈絡もなく突如「代表民主制下における各人の思想・信条と異なる立法」を持ち出し、そのような立法がなされたことによる「一般的・抽象的な不安、苦痛に過ぎない」とした。しかし、この原判決の判示内容は明らかに憲法の人権尊重主義に反する理解というべきであって、到底認め難いものである。代表民主制は憲法の基本原理である国民主権、人権尊重主義、平和主義を実現するための手段にすぎず、それ自体が目的となるものではない。また、立法行為または立法不作為によって憲法上保障ないし保護されている権利利益の制約が国賠法上違法と評価される場合に関する最高裁判例（平成17年9月14日と平成27年12月16日各大法廷判決）と相容れないものというべきである。

憲法違反の立法とそれにより生じている戦争当事国になり得ることによる危険ないし被害が問題となる本件では、そもそも受忍限度論は問題になる余地がない。代表民主制が人権制約の原理となり、代表民主制の下では信念に反する立法がなされても受忍しなければならないなどとした原判決は、明らかに憲法13条及び人権の不可侵性を保障した憲法11条に違反している。そして、申立人らの人格権の内実を矮小化・相対化・希薄化した原判決の人格権についての理解は、憲法13条の解釈を誤っている。

- (4) 原判決は、「国家賠償法1条1項の請求が認められるためには、被害の発生ないし被害発生の現実的危険性について客観的な裏付けを要するものと解されるから、被害が起きる危険性や蓋然性に対する不安や恐怖の念を予見する基礎となる証拠についても、当該被害の発生ないし被害発生の具体的危険性を客観的に裏付けるに足りるものであることを要する」として、口頭弁論終結時において自衛隊が他国との戦争等に巻き込まれるなどして、国民が武力攻撃やテロリズムの対象

になったとは認められず、その具体的危険が生じたとも認められないとした（原判決20頁）。

この原判決の論理は、申立人らの主張を「生命、身体の安全等に対する具体的な危険が客観的に発生したことによる精神的苦痛」と歪曲矮小化したのが故のものであり、極めて恣意的である。申立人らに乗り越えることの困難な立証課題を押しつけ、結局は戦争や武力行使等が切迫しなければ伝統的な不法行為法の特別法たる国家賠償法上の救済は得られないとする。日本に対する武力行使ないしテロ攻撃が既に行われ、又はまさに行われようとしている状況を要求するとすれば、国民に対して、まずその武力行使ないしテロ攻撃が行われることを甘受しなければならないと言っているに等しい。

武力行使ないしテロ攻撃が現に行われ（又は、現に行われようとし）てからでは、司法救済は間に合わず、意味がないのである。だからこそ、申立人らは戦争が起きていない現時点において、将来の戦争を回避するために、本訴訟を起こしているのである。

原判決が、人格権侵害を認定するにあたり、具体的な危険が客観的に生じることが必要として、それを客観的に裏付けるに足りる立証を求めたことは、憲法13条が保障する人格権の理解を誤ったものと言わなければならない。

なお、原判決の観点を仮に一応是認するとしても、新安保法制法の制度に内在する危険性と法施行後2017年～2018年にかけての米国と北朝鮮との緊張した関係などから、時として軍事衝突が生じ得る危険もあり、日本がこれに巻き込まれるおそれないし蓋然性が高く、「切迫した危険が客観的に生じていた」と評価することもできたのではないかと推察される。自由心証主義（民訴法247条）が建前とはいえ、裁判官の心証形成として相当であったとはいいい切れない。

(5) 原判決は、主権者として蔑ろにされない権利としての人格権の侵害について憲法改正決定権を同義であるとして、憲法改正決定権と同様その具体的権利性を認めなかった。

しかし、申立人らにおいて、主権者として蔑ろにされない権利を人格権の内容

として構成したのは、国政の上で最大の尊重を必要とされる地位（憲法13条）にあることからであり、憲法改正・決定権を根拠に人格権の内容を主張したのではない。この点でも、原判決は、申立人らの主張を正確に理解しなかったもので、弁論主義の原則に違背し、理由不備のそしりを免れない。

4 憲法改正・決定権の具体的権利性を否定した誤り

申立人らは、憲法改正・決定権の被侵害利益性についても、具体的権利ないし法律上保護される利益であると主張したのであるが、原判決は、「憲法は、国民主権原理を採用しており（前文、1条）、この原理に基づいて、憲法96条1項は、憲法の改正は、国会がこれを発議し、国民に提案した上、特別の国民投票等における過半数の賛成による承認を経なければならない旨を定め、憲法改正手続法は、この特別の国民投票等の手続等を定めるなど、個々の国民には憲法の改正が発議された際にこの特別の国民投票等に参加する権利が保障されている」と述べつつも、「しかし、このような国民の憲法改正に関する権利は、憲法改正についての国会の発議の存在が前提となっており、特定の問題についての憲法改正の発議を待たずに国民に何らかの具体的な権利を保障していると認めることは困難である」として、憲法改正・決定権の具体的権利性を否定した（原判決16～17頁）。

すなわち、憲法改正権の主体として憲法改正手続に関与し決定する国民の法的地位の本質に立ち入って、法律上保護される利益と解し得るかどうかを判断しなかった。判断遺脱・理由不備というべきである。

このように、原判決は、申立人らの国賠法上保護される具体的権利ないし法的利益の侵害を認めなかったのであり、国賠法1条1項の「損害」の解釈に関する重要な事項について誤りがあった場合に該当するといわなければならない。

おわりに

原判決も第一審と同様に、新安保法制法の立法及び実施に係る本件各行為の違憲性と国賠法上の違法性についての判断を逃れたいため、被侵害利益論にとどめ、門

前払いに等しく、申立人らの請求をいずれも排斥したが、国賠法1条1項の解釈に関して重要な誤りを犯した。その誤りは司法の憲法保障機能と人権保障機能を放棄するものであって、申立人らを著しく失望させた。

上告裁判所におかれては、本件を上告事件として受理し、原判決を破棄し、相当な裁判をされたい。

以上

添付資料

- 1 塩野宏『行政法Ⅱ 行政救済法』（有斐閣2019年4月30日第6版第1刷発行）抜粋
- 2 青井未帆「憲法9条と「法的保護に値する利益」に関する一考察」（日本評論社 法律時報2023年95巻2号88頁以下）
- 3 国際連合「平和への権利宣言」（仮訳付）

附属書類

- | | |
|---------------|-----|
| 1 添付資料1～3 | 各1通 |
| 2 上告受理申立理由書副本 | 7通 |